

平成30年9月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年9月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社バス窓.com (法人番号：8021001018278) 代表者 徳久浩
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県相模原市緑区橋本台3-18-35 (神奈川営業所) 神奈川県相模原市緑区橋本台3-18-35-1F
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 100日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年2月13日及び平成30年2月16日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2) 疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(3) 運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(4) 点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点 当該事業者の累積点数 18点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成30年9月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年9月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	叶商事株式会社 (法人番号: 5160001004541) 代表者 叶春
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 滋賀県大津市山上町11-32 (東京営業所) 東京都足立区江北7-18-11
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成30年1月25日及び平成30年1月31日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1) 営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2) 点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(3) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4) 書類の適切な管理義務違反(運輸規則第69条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年9月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年9月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社大盛観光 (法人番号: 6050002025761) 代表者 川面松江
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県古河市仁連365-41 (本社営業所) 茨城県古河市仁連365-41
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者 に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年6月13日及び平成30年6月25日、死亡事故を引き 起こしたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められ た。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則 第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 21点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)